



第 1305 回例会報告

平成25年2月21日(木) 晴

【2月は世界理解月間】

会長挨拶

会長 蒲地整志

独裁者

北朝鮮がミサイルの発射に続き、核実験を強行(狂行?)しました。

ご存知の通り、北朝鮮は独裁国家です。独裁者と言うと一般的にはイメージが悪く聞こえますが、実は独裁者が本当に良い方向へ向かえば、下手な議論をしているよりも結果は早くでます。極端に言えば独裁者にもメリットがあるのです。

今の日本で皆さんの周りにも独裁者が一杯います。

それはあなた方、同族の中小企業の社長です。

同族の中小企業の社長は、すべてを自分で決める事ができます。

自分で決めなくてはならない、と言った方が正しいかも知れません。

中小企業のトップは、その事をしっかりと認識して、企業をより良い方向へ導かなくてはなりません。

その為にはどうするか？

一つの方法があります。

それは、ロータリーの職業奉仕の理念です。

この理念は、独裁者である中小企業のトップの規範となるべき理念です。

ロータリアンは良い意味での独裁者になるべきです。

皆で頑張りましょう！！

◇幹事報告◇

【報告事項】

1) 先日の IM は、ご参加ありがとうございました。24名出席というご協力に大変感謝申し上げます。

また出席予定者の中で無断欠席は1名のみでした。諏訪湖ロータリーは常にこうした外部への出席で無断欠席が少なく大変ありがたいことです。

【連絡事項】

1) 来週木曜日は理事会ですのでよろしくお願い致します。

【受領文書】

1) RYLA の報告書が届きました

2) 諏訪 RC、岡谷エコRC の会報が届いています。

第 1305 回例会

会員卓話例会

職業奉仕委員会 高山巖

先のことですが

成年後見制度とは…「判断能力に問題のある者」の保護をする制度です。自分に限ってとっていると 痴呆・脳疾患・事故等 ……

■出席報告

会員数	35名
出席対象	33名
出席者数	24名
出席率	72.7%
前回修正	93.9%

■ニコニコBOX

19名	22,000円
累計	840,000円
目標額	130万円
達成率	64.6%

■今週のことば

孫娘が書き初め展で金賞(中学1年の部)をいただきました。

林洋三

■次回のプログラム

3月8日

ミンダナオ訪問報告

クラブ会報雑誌広報委員会



* 法定後見制度

すでに判断能力に何らかの問題が生じている場合の制度

- ①「成年後見」は従来の禁治産制度
- ②「保佐」は準禁治産制度
- ③「補助」は精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分の場合例えば認知症が始まったような人

* 任意後見制度

将来、判断能力に何らかの問題が生じた場合に備えて、今手を打っておくタイプの制度

「任意後見契約に関する法律」(民法とは別な法律に規定あり)

公証役場に於いて「任意後見契約公正証書」を作成することが必須。



〈法定後見制度〉

例えば、「売買契約の意味が理解できない」「連帯保証人になると債務者がこけてしまった場合には保証債務の履行をしなければならない」ということが理解できなかつたり、悪い不動産屋にだまされていても気づかない、等あらゆる場合が想定されます。

このように、判断能力に問題のある者について、家庭裁判所に申し立てをして後見人を付けて、「後見制度の登記」を受けておけば、万一被後見人が単独で法律行為をした場合でも容易に証明をしてその行為を取り消すことができ、結果保護されます。

他方、被後見人にとって法律行為が必要な場合には、後見人が法律行為をすることによって有効な法律行為ができ、結果保護されます。

たとえば、判断能力を欠いているAさんのため、介護施設に入所させる資金を作るのに資産を処分してその費用に充てる場合などの時の法律行為。

法定後見制度の申し立て手続き

1)公権審判の申し立て 後見・保佐・補助の振り分けはその後の意志の鑑定および裁判所の判断結

果によります。

2)申し立て提出資料 申立書(本人の症状、入院開始時期、介護状況、申し立てが必要になった理由)戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、身分証明書、診断書、本人の財産目録、収支計算書、本人及び後見人候補者の最終学歴から履歴、後見人候補者の収入、予定している法律行為、等の事情説明書が 必要です。

3)家庭裁判所調査官、書記官、場合によっては家事審判官が本人、申立人、後見人候補者と面談して、申し立ての理由、意向、財産状況、生活状況等を聴きます。

4)またいろいろかかって、特に、後見人候補者に反対者がある場合は決定が遅れ3~4ヶ月は優にかかってしまいます。

5)後見人に必ずしも関係者の希望する人が選定されるとは限りません。また、種々の費用が発生します。

法定後見制度の最大の欠点は、現時点では能力等がしっかりしているが将来に備えて後見人を選んで決めておきたい…という場合は、家庭裁判所には申し立てができません。

〈任意後見制度〉

将来ではなく、任意後見契約制度によって、今後見人候補者を選ぶメリットは、痴呆症になってしまったからでは「選ぶ」という委任契約自体が有効にできないこと。法定後見制度による家庭裁判所への申し立ての場合は、本人が信頼している者が後見人に選定されるとは限らないこと。申し立てから3ヶ月以上かかってしまい、早急な対応ができません。

これに対して、しっかりしているうちに公証役場で任意後見契約公正証書を作成しておく場合には、本人が信頼している人物を後見人候補者を選ぶことができ、いざというときは、後見人候補者について後見人選任の手続きだけ家庭裁判所に申し立てれば良いので、後見人選任までの期間も少なく済みます。また、任意後見人が財産処分する場合も家庭裁判所の許可は不要です。(法定の場合は要します)